

鳥獣被害防止総合対策交付金

事業評価結果（目標年度：令和6年度）

| 県・事業実施主体名 | 評価数 | うち 達成状況低調 (目標達成率70%未満) | 県等への指導内容 (事業評価において、低調な事業実施主体が30%以上) |
|-----------|--------------|------------------------------|---|
| | | | |
| 青森県 | 3 (2) | 1 (1) | <p>生息域の拡大等により被害が増加している獣種にあっては、被害地域の対策の強化が急務であると考えられる。このことから、目撃情報や被害状況等の情報を地域内で共有し、併せて、各獣種に対応した農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー等の専門家の助言を積極的に活用することにより、捕獲技術の向上、生息環境管理及び侵入防止対策等について総合的な対策が図られるよう指導されたい。</p> <p>特に、有害捕獲に関しては、捕獲や被害発生の位置情報を経年的に蓄積し、効果検証を行った上で、より効果的な捕獲となるよう指導されたい。</p> <p>また、特定鳥獣管理計画と整合が図られた、より良い被害防止計画の作成と対策実施としていくために、県においては、関係部局との連携により、対象鳥獣の県内での生息状況等や対策技術等の情報などを、市町村へ共有されるよう引き続き努められたい。</p> |
| 岩手県 | 6 (4) | 2 (3) | <p>侵入防止柵の整備及び有害捕獲を行っているにもかかわらず、イノシシやシカによる被害が拡大している地域があることから、これらの地域においては、対象獣種の行動特性を踏まえて、計画的な侵入防止柵の整備や地域ぐるみでの生息環境管理など、総合的な対策を計画的に継続されるよう指導されたい。</p> <p>また、特定鳥獣管理計画と整合が図られた、より良い被害防止計画の作成と対策実施としていくために、県においては、関係部局との連携により、対象鳥獣の県内での生息状況等や対策技術等の情報などを、市町村へ共有されるよう引き続き努められたい。</p> |
| 宮城県 | 19 (1) | 4 (1) | — |
| 秋田県 | 1 (2) | 0 (1) | — |
| 山形県 | 9 (2) | 7 (2) | <p>イノシシ等の被害が目立った獣種を中心に、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー等の専門家を積極的に活用して、対象鳥獣の生態的特徴・対策等に関する理解を地域内で共有し、集落点検に基づく生息環境管理及び侵入防止柵の設置を中心とした地域ぐるみでの総合的な対策とともに、対象鳥獣の行動特性を踏まえた農地周辺での有害捕獲の強化が引き続き図られるよう指導されたい。</p> <p>また、特定鳥獣管理計画と整合が図られた、より良い被害防止計画の作成と対策実施としていくために、県においては、関係部局との連携により、対象鳥獣の県内での生息状況等や対策技術等の情報などを、市町村へ共有されるよう引き続き努められたい。</p> |
| 福島県 | 15 (5) | 2 (4) | — |
| 合 計 | 53 (16) | 16 (12) | |

※ () は再評価で事業評価数の外数